

**【足立区労働報酬審議会】会議録**

会議名	令和2年度 第2回 足立区労働報酬審議会		
事務局	総務部 契約課		
開催年月日	令和2年12月17日(木)		
開催時間	午後2時00分～午後3時30分		
開催場所	足立区役所11階 入札室		
出席者	渡部 典子 会長	小倉 絵里 副会長	田中 克己 委員
	設楽 潔 委員	伊藤 好磨 委員	早川 勝久 委員
欠席者	なし		
会議次第	1 開会 2 議事 議案第1号 令和元年度公契約条例適用契約に関する労務台帳について 議案第2号 令和2年度公契約条例適用契約について 議案第3号 要望事項等の検討状況について 議案第4号 令和3年度労働報酬下限額(案)について 議案第5号 令和3年度労働報酬下限額の答申(案)について 3 その他 4 閉会		
資料	審議資料		
その他			

（審議経過）

1 開会

【総務部長挨拶】

2 議事

会議の公開について

○渡部会長

審議会は公開としているが、非公開情報とされているものに関する質疑があった場合には審議会を一旦中断し、議事を非公開したいがどうか。

－全委員了承－

議案第1号 令和元年度公契約条例適用契約に関する労務台帳について

【契約課長が議案について説明】

○早川委員

いつも労働側から、熟練労働者と未熟練労働者の割合について問題提起している。多摩市では、良質な工事を提供するために熟練労働者を全体の7割配置としている。今回の労務台帳のうち、解体工事と撤去工事のものを見ると、全員が普通作業員であり、技能者といわれる人が一人もいない。普通作業員だけで従事するという危険な状態が見て取れる。国交省が示している労務単価の普通作業員の定義では、人力による、土砂や資材等の掘削、積込み、運搬、片付け等、或いは小規模な作業など、その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うものとされている。普通作業員というのは、熟練労働者の手元で補助的な仕事をするものと解釈される。提示された台帳を見ると、全員が補助的な作業をしているということになり、危険性が伴うのではないか。しっかりと審議した方がよいのでは

ないか。

○契約課長

現場として、適切ではないとまでいえるものなのかな。

○田中委員

作業の内容がどういうものなのか、書面からではわからない。実際にどういう作業だったのか聞いてみないと判断できない。

○早川委員

別の台帳では、同じ解体工事だが、5名中3名が特殊作業員となっており、有資格者である。その下で普通作業員が作業している。こうした形が一般的と思われる。仕事内容によって、すべて補助的なもので賄われるものがあるのであれば、それで構わないものであるが、こうした台帳が出たら、工事の安全を担保するために、聞き取りをするのも一つの方法なので、よろしくお願ひしたい。

○小倉委員

各作業員の所定時間内の数字と適用契約に係る業務に従事した時間が違っているものがある。この差の時間中に他の業務に従事していたと想像できるが、どういった業務をしていたのか。

○契約課長

複数の工事を並行して行っていて、その現場が条例適用のものと適用ではないものであったと考えられる。

○小倉委員

書面からでは、その間の作業がわからない。

○総務部長

現場に過度の負担をかけるつもりはないのだが、確かに工夫は必要かもしれない。また、書面ではみえない疑問点などは、事務局で確認することとしたい。

○伊藤委員

図書館業務の台帳で、時間数の多い人と少ない人がいるのはなぜか。

○総務部長

短時間のパートの方が含まれている。

議案第2号 令和2年度公契約条例適用契約について

【契約課長が議案について説明】

○総務部長

指定管理の保育園については、公契約条例の対象となっている。公契約条例に直接関わらないが、指定管理者が指定されていた保育園で、指定の解除があったので報告する。運営する社会福祉法人が資金不足により足立区の保育園の運営ができない事態となったものである。現在は直営に切り替えて運営を行っている。

○伊藤委員

今後、こうしたことは起こらないか。

○総務部長

指定にあたっては、財務状況等を十分に確認している。しかし、経過もしっかりと見ていく必要があると考えている。毎年、所管の方で確認していかなければ、こうしたことは起こりうると思う。

○小倉委員

税理士と社労士による審査が行われているが、かなり細かくチェックがなされ、そのうえで指定してもらっている。当初に厳しい審査を経ているところばかりであり、その後も定期的に再審査を受けることにはなっている。たまたま、その狭間で起こってしまったのだろうと思う。

議案第3号 要望事項等の検討状況について

【契約課長が議案のうちアンケートについて説明】

○早川委員

労働者向けのアンケートについて、労働者側からの要望を申し上げる。労働報酬下限額を認識している人は、非常に少ないとと思う。公契約条例という言葉すら知らない職人がたくさんいる。下限額以上の賃金をもらっているかという質問ではなく、足立区の公共工事の現場で一日いくらで働いているかとして、具体的な金額を回答の選択肢にする方が、正確な調査ができると思う。

○契約課長

そのあたりは工夫したい。

○早川委員

アンケートをやっていただくのはありがたい。五輪の新国立競技場や選手村の現場で、労働者が3人くらい労災事故で亡くなっている。これは問題ということで、国際的な労働組合が、こうした事故がどうして起こったのか実際に調査を行い、調査結果を発注者に報告した。その報告の中で、日本の建設業界における問題点を一つ上げて

いる。それは、建設現場におけるアンケートの取り方ということだ。日本の調査は、元請け会社や現場代理人に委任して行うため、正確な実態は把握できないということを警鐘している。それについて業界新聞も同じように警鐘を鳴らしている。今後、足立区で調査を行うのであれば、こうした警鐘に基づいて、元請け会社を通さず、また面前で行う方が、実態が見えてくるものと思うので、そうした方法も検討していただきたい。

新国立競技場の現場で直接の聞き取り調査を行ったところ、いろいろな問題が浮上してきたということだ。目に見えない問題が見えてくるので、是非ともそうしたものをお願いしたい。

#### ○契約課長

そうした方法で行う場合、仕事への支障はないのだろうか。

#### ○田中委員

非常に支障があると思う。こうした調査について発注書に入っていれば、やらざるを得ないとは思うが。いろいろな質問項目があるが、本当に知りたいことは、一定の賃金をもらっているのか、もらっていないのかということではないか。そこにスポットを当てたものにするなど、アンケートの目的を一度見直してみてはどうか。事業者側に聞いてみても、結果は前回と変わらないのではないか。これから公契約条例をどうしていくのかという検討に向けて、その材料となるアンケートにすべきである。アンケートをやってほしいというニーズは事業者側にはあまりない。

#### ○総務部長

事業者には労務台帳作成の苦労がある。事業者側に聞くとすれば、これまでやってきて手間がかかるところはどこか。根っこ部分である適正な賃金支払いの表示を、過度な負担をかけずに行う方法などではない。

対象となる契約金額の設定など、制度ができて数年が経っており、見直しに向けた検証が必要である。場合によっては現場の実態もしっかりと把握しなければならない。アンケートの方も少し工夫を加えさせていただきたい。

#### ○田中委員

アンケートもいいが、ヒアリングの方が早いかもしれない。

#### ○設楽委員

新国立競技場での調査は、一人ひとりに面前で聞いたものなのか。

#### ○早川委員

一日に数百人の職人が入っているようで、そのうち40人をピックアップし面前で聞き取ったと記載されていた。

#### ○設楽委員

個人情報は明らかにせず意見を吸い上げたということであれば、データとしてはどうなのかという感じもある。その国際的組合連盟は130か国ほどが加盟という中で、国により労働条件、労働に対する考え方は相当違うと思う。それを一律に評価するというのは納得感がない。

#### ○早川委員

評価するためには、現場のリアルな実態を認識することが大事なのだと思う。国によ

って文化、価値観に違いはあるが、今の日本の建設現場の実態について、我々が認識するのは大事なことだと思う。認識したうえで、我々が議論すればいいのではないかな。

#### ○設楽委員

足立区の公契約条例の仕組みを検証するうえで、客觀性があるものがあれば参考にした方がいいと思う。

#### ○契約課長

アンケートは面前でということだが、現場にどう了承してもらうか悩ましいところだ。

#### ○総務部長

現場は時間に追われ作業しており難しい面があるが、やり方を少し工夫させていただきたい。

#### ○早川委員

組合でもいろんな現場でアンケートを実施しているが、現場に入ってしまうと元請け会社、現場代理人に迷惑がかかるので、調査は定時以降である。現場から退場てくる労働者を引き留めて話を聞いている。いきなり現場に行くというのはハードルが高いと思う。検討する際の参考にしていただけれどと思う。

#### 【契約課長が議案のうち業務委託等の下限額について説明】

#### ○伊藤委員

今年は、東京都の最低賃金も据え置かれており、業務委託契約、指定管理協定の下

限額は、会計年度任用職員の単価に準拠する額で仕方ないと思う。ただし、有資格の保育士の上乗せ分だが、来年度以降になるだろうが、会計年度任用職員の上乗せ分になるべく近づけていくよう検討していただきたい。

#### 【契約課長が議案のうち対象拡大について説明】

#### ○早川委員

対象範囲の拡大は、工事についても常々話をしている。労務台帳作成には相当の手間がかかるため、対象範囲拡大は難しいということである。労働者側としては、公契約条例の恩恵を広げたいという思いがあるが、この労務台帳の問題がかかわってくる。千代田区では、すべての現場の労務台帳提出は求めておらず、あるスポットだけ提出させるようにしている。足立区でも、仮にこの方法を導入するならば、事業者の負担は相当に減る可能性はある。その分を対象拡大に回していく。こうした選択肢もあると思う。労働者側からすると対象となるものを多くしてほしいという思いはある。

それと事前公表と事後公表の問題だが、数年前から事後公表が始まった。事前公表の時は落札率99%が多かった印象がある。その解消のため事後公表が導入され、落札率は落ちてきた。この下がった分は、事業者がどこかで手当したということだと思う。しかし労働者の賃金は、公契約条例によりきちんと担保されているはずである。しかし事後公表は1億円以上の案件であるが、そのうちの1億8千万円未満のものには公契約条例が適用されず、落札率が下がった分を人件費で手当される可能性が

高くなると想定される。適用金額は事後公表の金額にあわせた方が、よろしいのではないかと考えており、検討をお願いしたい。

#### ○総務部長

まだ事後公表は試行実施であり、永久的に続けることにはなっていない。契約額が予定価格より低くなることは、発注者側にとって悪いことではない。しかし、理屈上、労働賃金も区の設定単価より低くなるということである。材料費等のコスト削減などで捻出される部分があるのかもしれないが、悩ましいところではある。試行実施の事後公表は、今後どうなるかわからないが、対象額を事後公表の額に合わせる選択肢も含めて、対象拡大については、検討させていただければと思う。

#### ○田中委員

いろいろなやり方があるのはわかるが、そこを検討するのであれば、一番初めに戻って公契約条例は本当に必要なのかという議論も併せてしていただきたい。事業者側としては、なくすという議論も併せてしていただきなければならないと考える。

#### ○早川委員

全国的にみて、公契約条例制定自治体は右肩上がりで増えている。

#### ○田中委員

増えているからいいというものでもない。併せて議論することは必要だ。

#### ○設楽委員

発注される金額が客観的にみてどこまで出せるのかという評価をしたことは一度も

ない。それがないと客觀性も公平性もないしか思えない。結局は官と民の差をどれくらい埋めるのかという議論にならなければこの話はかみ合わないと思う。

#### ○総務部長

懸案事項として認識はしているので、今日はこの辺りで留めていただきたいと思う。

#### ○小倉委員

対象を拡大し金額を引き下げる、裾野は広がるが、規模が下がってくると経費の調整幅も狭くなる。規模が大きければ、労働の問題、財務の問題などうまくいっている企業にお願いするという構図がうまくいく。裾野を広げていくと、総体の金額は下がってしまうので、小さいところで調整しなければならないということが顕著になると思う。そうなると手を上げづらくなることにもつながる。そうした点も踏まえた議論が必要だと思う。

#### ○契約課長

工事の分野については田中委員、設楽委員がいるが、業務委託については関係者がいない。こうした中で議論することの戸惑いは感じている。

#### ○総務部長

業務委託については、労務台帳に係る手間は工事に比べれば少ないことはわかっているので、そういう意味では対象を拡大してもいいのではないかと思っている。しかし、委員からの指摘もあるので、他の事例などもみながら議論させていただきたい。業務委託や指定管理の関係の方々とお話しする機会はあまりないが、事務局でヒアリ

ングをしていきたい。

#### ○小倉委員

アンケートは面前でという話があったが、広くアンケートを取ろうということであれば、時期尚早かもしれないが、例えばQRコードを読み込んでもらって、スマホで簡単な内容のアンケートを実施するなどはどうか。他に労務台帳の関係も含め、すぐにということではないにしても、システム化を考えてみてはどうか。

議案第4号 令和3年度労働報酬下限額  
(案)について

議案第5号 令和3年度労働報酬下限額の  
答申(案)について

#### 【契約課長が議案について説明】

#### ○早川委員

未熟練の下限額だが、上げなければいけないというのが率直なところである。建設業の課題として高齢化が非常に進んでいることがある。60歳以上の職人が4分の1を占めているというデータもある。20代の職人が20年前と比較して数十万人減ってしまったというデータもある。かつて建設業界の魅力は、仕事はきついが、それなりの報酬があることだった。今の若者が建設業界を敬遠するのは、長時間労働、低賃金が主たる原因である。やはりここを改善しなければならない。週休2日制も未だままならない。となれば賃金を少しでも引き上げて若者を呼び込まなければならないと思っている。若者が入らないため今は外国人に頼っているのが現状である。設計労務単価の軽作業員の9割が望ましいと、かねてから労働者側から申し上げてい

るが、なかなか難しいということであつた。それで、この審議会で6年前に、未熟練の下限額を決めたルールが、当時の未熟練の平均賃金8千円をもとに係数を考えることであった。今の未熟練の募集単価は、私が求人誌により調べたところでは、1万1千円を超えてきている。6年前のルールを適用して、1万1千円ありきで係数を決めていただきたい。これが労働側の主張である。提示された案の金額では、1万1千円に届いていない。事業者側の委員に、建設業界に若手を引き寄せるため、1万1千を認めていただければ実現できると思うので、ご理解をお願いしたい。

#### ○設楽委員

いきなり1万1千円というのは、とてもではないが無理である。各企業間で格差があり、同じテーブルでは論じられない。最大手、大手、中小、零細と別けて考えなければならないと思う。落札率が下がるということで、余裕がある中で経営しているわけではない。下がった分は自助努力でということになるのだろうが、加えて労働者側からも、こうした話が上がれば、元請け各社は苦しむだけだと思う。委員の話は分かるが、軽々に了承ということはできない。

#### ○田中委員

下限額と実勢の額は違うもので、比較するものではないのではないか。内容としては、そこまで上げてしまうと、何が起こるかわからない。我々が、ここでいいでしょうということが可能かといわれれば、とても背負っているものが大きくてできない。

#### ○設楽委員

3、4年前になるか、建設業の再編成ということで、元請けは大手でなければだめだ、小さいところは下請けをやればいいという話があった。国の方で、こうした考えがあるのであれば、その点をはっきりさせなければ我々のここでの議論も空回りになるのではないか。

#### ○早川委員

入札の単価の出し方はよくわからないが、一般的な労働者の考えでは、予定価格の積算は設計労務単価と設計材料単価等を積み上げていくものと思う。未熟練の設計労務単価は今年度15,400円、直近の落札率をみても95%くらいで推移している。我々が望んでいる1万1千円は充分に可能な額ではないか。労働者側からは支払える額なのではないかと見えてしまう。労働者の代表として来ている立場から、この1万1千円という額を提案させていただいている。これで落札率が本当に低いのであれば支払えないのはわかるが、落札率が95%程度であれば、支払えるだろうというのが、労働者側の一般的な考え方ではないか。

#### ○設楽委員

発注される案件の積算が、客観的に適正との評価がない限りは、委員の話も聞きづらい。我々からすれば、その根拠が審らかではない。

#### ○早川委員

学校ひとつつくるのに、8年前くらいは、30億、40億円であった。今は70億、80億円くらいかと思う。相当な金額が上がっている。8年前の金額が適正かどうかはわからないが、今のこの80億円と

いうのは適正なものに近づいているのではないかと思う。

#### ○設楽委員

どこまでの費用が積算されているものなのか。学校の予算の本当の中身はどうなのか、詳細が公開にならない限りわからぬ。額だけでは絶対にわからない。

#### ○契約課長

落札率をみると解体では80%を切るものもある。一律に判断してしまうのはどうなのか。解体工事では低入札価格調査になり、賃金に関する聞き取りもする。その時点で、きちんと支払えるのかの確認をしている。また、コロナ禍の中で、仕事を受注していただくのが大事であり、そういう状況下で、下限額を上げてしまうのは難しい面があるのは理解できる。

#### ○早川委員

国の方も、若手労働者を業界に戻さなければ業界の持続は難しいということで、労務単価も政策的に上げている。しかし、実態としては、それに比例した賃金上昇はない。そうであれば、公契約条例できちんと賃金の上昇を下支えするべきではないか。

#### ○設楽委員

建設業界は、広いジャンルにまたがっており、難しいものと思う。

#### ○早川委員

この件は、継続的に審議していくということでお願いしたい。

別の要望をしたい。前回の審議会の中で、条例ができて7年が経ったので、その検証をしてほしいとお願いしたところ、部

長からも前向きなお話をさせていただけた。  
その内容を、答申の意見のところに入れて  
もらいたい。

○契約課長

公契約条例全体の検証ということでよい  
か。

○早川委員

その中には賃金についても含まれてい  
る。

○総務部長

公契約条例が制定されて7年が経ち、総  
体的な改善点について見直す旨の一文を入  
れていく。そういう理解でよろしいか。

○早川委員

見直すというよりも改善でお願いした  
い。

○総務部長

公契約条例が施行されて7年が経ち、状  
況もわかってきて、改善すべき点なども出  
てきた。それについて検討してほしいとい  
うことによろしいか。

○早川委員

わかりました。

○渡部会長

本日の意見も加えて答申案を事務局がま  
とめ、委員のみなさまに確認いただいた  
後、区長に答申することとしたい。

議事録についても同様ということによろ  
しいか。

－全委員了承－